

申告相談の日程・会場			
	新城税務署	市役所	
期間 (土日祝日を除く)	2月16日(水)~3月15日(火)	2月16日(水)~3月8日(火)	3月9日(水)~15日(火)
会場	新城税務署 別館会議室	新城市役所 東庁舎会議室	●新城市開発センター (鳳来総合支所となり) ●作手総合支所
受付時間	9:00~16:00	9:00~15:00	
受付方法	入場整理券の配布 ①当日会場配布 ②オンライン(LINEアプリ)で取得 ※入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることがあります。	電話またはインターネットによる完全予約 【予約電話番号】0570・055・446 (通話料がかかります) 【予約開始】電話 1月25日(火) インターネット 1月24日(月) 【予約受付時間】電話 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く) インターネット 24時間	
その他	所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告に関する相談 電話：0536・22・2141 (自動音声案内で「0」) ※応答期間：1月4日(火)~3月15日(火)	次の①~⑧の申告相談はできません。また申告内容によっては、新城税務署で相談していただきます。 ①住宅借入金等特別控除(初年度) ②準確定申告(亡くなった方の申告) ③青色申告 ④山林所得 ⑤譲渡所得(土地・建物・株式) ⑥先物取引に係る雑所得 ⑦過年分の申告 ⑧消費税及び地方消費税・贈与税の申告	
	税理士による無料相談日 2月24日(木)、25日(金) 9:30~12:00、 13:00~15:00 ※譲渡・山林所得および贈与税・相続税は相談の対象外です。	新城市開発センターへお越しの方へ 現在、鳳来総合支所の新支所建設工事のため駐車場がありません。申告相談にお越しの際は庁舎南側の駐車場をご利用ください。庁舎前の駐車場はご遠慮ください。	
注意事項	◆相談会場に入場の際検温を実施します。37.5℃以上の発熱がある方は入場をお断りします。 ◆来場時はマスクを着用し、入口で手指消毒してから入場してください。 ◆相談会場へは、原則1人でご来場ください。		

申告相談の期間は2月16日(水)~3月15日(火) 税の申告が始まります 申告相談は事前予約制です

新城税務署の確定申告会場への入場は、入場整理券が必要です

ID 946539048 ▼税務課 (TEL23・7615)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告
所得税及び復興特別所得税の申告が必要の方
次のいずれかに該当する方は、申告が必要です。
●事業所得・不動産所得などがある方
令和3年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除・年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の合計金額よりも多い方
●給与所得があった方
令和3年中の給与収入が2千万円を超えた方
●1カ所から給与などの支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えた方
●給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超えた方

所得税及び復興特別所得税の申告が必要の方
次のいずれかに該当する方は、申告が必要です。
●事業所得・不動産所得などがある方
令和3年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除・年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の合計金額よりも多い方
●給与所得があった方
令和3年中の給与収入が2千万円を超えた方
●1カ所から給与などの支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えた方
●給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超えた方

●公的年金などを受給した方
令和3年中の公的年金などの収入が400万円を超えた方
●年の年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円を超えた方

所得税及び復興特別所得税の還付
確定申告の必要がない方も、次のいずれかに該当する場合も、確定申告をすることで、源泉徴収された税金や予定納税した税金が還付されることがあります。
●住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入または増改築した方
●令和3年中に多額の医療費を支払った方
●災害や盗難にあった方
●年の途中で退職し、再就職していないために年末調整を受けていない方
●年末調整で諸控除の手続きをしなかった方

市県民税の申告

申告が必要の方
令和4年1月1日現在市内在住で、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

●令和3年中に次の所得があり確定申告が不要の方
●営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
●土地、建物などを売却した方(取用以外)
●公的年金などを受給し、確定申告不要の方
●扶養控除等申告書を提出してない方
●社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする方
●給与所得があり、確定申告不要の方
●パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整をしてない方
●令和3年中に退職した方
●給与以外に所得のあった方
●雑損控除、医療費控除などを受けようとする方
●令和3年中に収入がなかった方や非課税所得のみであった方
●ほかの親族の税金上の扶養になつていない方

申告が不要の方
令和3年分の確定申告をした方
給与のみの方で年末調整をした方
令和3年中に収入がなかった方や非課税所得のみであった方
ほかの親族の税金上の扶養になつていない方

ふるさと納税を利用した方へ
次の①②両方に該当し、ふるさと納税した自治体に申請書を提出した方(ワンストップ特例を選択した方)は、確定申告が不要です。
①確定申告・市県民税の申告を行う必要のない方
②ふるさと納税を行った自治体数が5団体以下の方
※ワンストップ特例を選択した方が「確定申告」をする場合、このワンストップ特例申請が無効になります。確定申告時には、ふるさと納税分を含めて申告してください。

控除関係
 社会保険料(国民年金などの保険料)・生命保険料・地震保険料の控除証明書
営業・農業・不動産所得のある方
 収支内訳書
 所得確認に必要な帳簿類(収入の分かるもの、経費の領収書、固定資産税課税明細書など)
※収支計算していない方は、相談受付できません。

給与所得者、公的年金等受給者
 源泉徴収票(原本)
扶養控除関係
 扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、その方の所得及び個人番号が分かるもの
医療費控除
領収書の添付または提示だけでは、医療費控除が受けられません。6ページ①⑨が必要。※申告相談へは①を作成してからお越しください。

皆さん必要です!
 個人番号(マイナンバー)が分かるもの
 身元確認できるもの(運転免許証など)
 印鑑、申告書、電卓
 所得税の還付を受ける方は、本人名義の預貯金通帳
 税務署からの「お知らせハガキ」や「お知らせ通知書」
 税務署発行の利用者識別番号・暗証番号(ID・パスワード)の分かるもの
 前年以前に確定申告をされた方は、申告書の控えなど申告内容が分かるもの

申告会場に行く前に
チェックしましょう!

「医療費控除の明細書」の記載例

医療費控除を受ける方は明細書を作成してから申告会場へお越
ください。次の①②の書類の作成・添付が必要です。

① 医療費控除の明細書（市役所 2階 税務課窓口、各総合支所、
税務署窓口で配布します。また、国税庁ホームページからも
ダウンロードできます）の作成

② 保険者が発行する医療費の通知書の添付

■ 新城太郎さんの例（生計が同じ妻：花子、母：さくら）
オレンジと緑の枠内を記入し、持参してください。

1 医療費通知に関する事項

この欄には、医療費通知の数字を記入
してください。

※通知書に①～⑥全てが記載されている
ことを確認してください。

※通知が複数ある場合は、全て合計し記
入してください。

2 医療費の明細を作成

（1 医療費通知に記載のない分を集計）

令和3年中に自己または生計を一にする
配偶者その他の親族のために支払った
医療費を、領収書を見ながら集計し、計
算した医療費を記入してください。

医療費通知書に記載のない分の医療費
を、人ごと・病院や薬局ごとに分類して
記入してください。

新城太郎さんが受けた医療

11/25	○×病院	50,000円	A
11/30	○×病院	30,000円	A
11/30	△○薬局	2,000円	C
12/25	○×病院	170,000円	A
12/28	○■クリニック	5,000円	B

新城花子さんが受けた医療

12/ 1	○×病院	40,400円	D
-------	------	---------	---

新城さくらさんが受けた介護保険サービス

5/31	●●特別養護老人ホーム	35,000円	E
6/30	●●特別養護老人ホーム	35,000円	
7/31	●●特別養護老人ホーム	35,000円	
8/31	●●特別養護老人ホーム	35,000円	
9/30	●●特別養護老人ホーム	10,000円	

※領収書内の「医療費控除対象額」の金額を
記入してください。

令和3年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 新城市宇東入船115番地 氏名 新城太郎

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～⑥を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものを指します。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
① 被保険者等の氏名、② 療養を受けた年月、③ 療養を受けた者、④ 療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤ 被保険者等が支払った医療費の額、⑥ 保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実費に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
56,753円	52,600円	

2 医療費(上記1以外)の明細
「医療を受けた方の氏名」・「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
新城太郎	○×病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	250,000円	200,000円
新城太郎	○■クリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000円	
新城太郎	△○薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,000円	
新城花子	○×病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,400円	
新城さくら	●●特別養護老人ホーム	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	150,000円	
2 の 合 計			447,400円	200,000円
医療費の合計			500,000円	200,000円

3 控除額の計算

支払った医療費(合計)	500,000円	A
保険金などで補てんされる金額	200,000円	B
差引金額(A-B)	300,000円	C
所得金額の合計額		D
□×0.05(赤字のときは0円)		E
□と10万円のみが少ない方の金額		F
医療費控除額(□-E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

※申告書二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項」の医療費控除欄に転記します。

※申告書一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び雑所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除の対象)

※お、年末申告の場合には、申告書四表(損失申告用)の「4 雑所得を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記します。

※申告書一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。



国税庁確定申告書等
作成コーナー

令和3年分の確定申告から
さらに便利になりました。
スマートフォンのカメラ機
能で給与所得の源泉徴収票
を撮影すると、金額や支払
者情報などを自動入力でき
る
◆ スマートフォンの専用画面
の対象範囲を拡大
マイナポータルと連携すると
さらに便利!
マイナンバーカードを使用
してマイナポータルと連携す
ると、ふるさと納税や生命保
険料などが自動で入力されま
す。マイナポータルを通じて
取得可能となるデータは、今
後も拡大予定です。

自宅からe-Taxで
申告してみませんか